

青 畜 第 7 1 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

豚熱ワクチン接種農場から接種区域外への豚等の胎盤等の移動の管理に係る
指導について

このことについて、令和 7 年 3 月 28 日付け 6 消安第 7772 号で農林水産省消費・安全
局動物衛生課長から別添のとおり通知があったのでお知らせします。

つきましては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

1 通知の内容

豚熱ワクチン接種農場においては、生きた豚等や豚等の排せつ物等（胎盤を含む）
については、原則として、接種区域内（北海道以外の都府県）の農場等への移動・流
通に限られることが定められている。

今般、一部の豚熱ワクチン接種農場から、豚の胎盤を、指針上移動が認められてい
ない接種区域外の地域（北海道）へ移動させていた事例が複数判明したことから、豚
等の飼養農場に対し、ワクチン接種農場における豚等の胎盤等については、北海道へ
移動させてはならない旨を周知・指導すること。

担当：青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ 齋藤 TEL 017-734-9498 FAX 017-734-8144 Mail kachiku_eisei@pref.aomori.lg.jp
--